

うきは市下水道排水設備技術基準

平成17年 3月20日 施行
平成24年 4月 1日 一部改正
令和 2年 5月 1日 一部改正

第1章 総 則

1. 目 的

この基準は、うきは市公共下水道条例施行規則(平成17年うきは市規則第93号)第5条第2項及びうきは市農業集落排水施設条例施行規則(平成17年うきは市規則第87号)第5条第2項の規定に基づき排水設備(水洗便所を含む)の設計及び施工について技術上の基準を示すとともに、これらの工事の設計審査及び完成検査の適正な施行を図ることを目的とする。また、この基準はうきは市浄化槽施設等の整備に関する条例(平成17年うきは市条例第141号)に基づき設置された浄化槽(以下「市設置浄化槽」という。)にかかる排水設備についても準用する。

なお、この基準に定めのない事項については、公益社団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」の基準に準ずる。

2. 排水設備工事の範囲

排水設備工事とは、建物から排出される汚水を公共下水道等に流入させるために必要な排水管路その他の排水施設(し尿浄化槽を除く)を新設、増設、改造及び修繕する工事をいう。

3. 用語の定義

この基準に用いる用語の意義は、次に定めるところによる。

公共汚水ます:汚水を下水道に流入させるために宅地内の排水管路の最下流のますで宅地内又は道路上に市で設けるますをいう。

管 径:原則としてJ I S又はS H A S Eの公称内径(呼び径)をいう。

ト ラ ッ プ:衛生器具内に内蔵するか、又はそれらの付属品若しくは、排水系統中の装置として、その内部に封水を持ち、排水の流れに支障を与えることなく、同時に排水管内の空気が排水口から逆上昇してくるのを阻止できるものをいう。

器具トラップ:各種衛生器具に適應した形状及び構造をもった付属トラップをいう。

封 水:排水管、下水道管渠からの臭気、汚水、ガス、ねずみ、昆虫類が室内に浸入するのを阻止するために、トラップの内部に保持してある水。

封 水 深:トラップ下流あふれ部の下流内面(ウェア)とトラップ底部の内面(ディプ)間の垂直距離をいう。

排 便 管:便器から第1ますまでの管をいう。

洗 浄 装 置:便器を洗浄するためのタンク類、洗浄管等の総称をいう。

器具排水単位:洗面器の最大時排水量を28.5ℓ/分としてこれを器具排水単位1と定め、この基準で各種器具の数値を定めたもの。

掃 除 口：ますを設置することが困難な場合に、排水管の点検及び清掃のため設けるもの。

第2章 使用材料

1. 使用材料の規制

排水設備工事に使用する材料はすべて次に定めるものとする。

衛生陶器

J I S - A 5 2 0 7 V 表示許可工場の製品とし、滑らかで、かつ不浸透性の表面を有し、常に清潔に保つことができるもの。

洗浄装置

洗浄装置は不浸透性、かつ堅牢で繰り返し使用に耐えるもの。

給水装置

給水工事材料は J I S 規格品であること。

排水管渠

排水管渠の材料は、耐圧、耐水、耐久性のもので、原則として塩化ビニル管薄肉管（V U 管）を使用するものとし、これ以外は次に掲げるものとする。

塩化ビニル管	： J I S K 6 7 4 1	一般管及び薄肉管
	SHASE - S 2 0 7	配管用継手
コンクリート管	： J I S A 5 3 0 2	鉄筋コンクリート管
	J I S A 5 3 0 3	遠心力鉄筋コンクリート管
鋼管	： J I S G 3 4 5 2	配管用炭素鋼管
	J I S B 2 3 0 3	ねじ込み形配水管継手
鑄鉄管	： J I S G 5 5 2 5	排水用鑄鉄管
鉛管	： SHASE - S 2 0 3	排水通気管及び洗浄管

汚水ます

原則として塩ビ製小口径ます及び市が承認した「ます」とする。

その他の材料

市が承認したもの。

第3章 設 計

1. 事前調査

排水設備工事の設計に際しては、次の事項について事前に調査確認する。

施工場所が処理区域かの確認

公共汚水ます・下水道本管及び宅地内既設排水管渠の状況（流下能力、勾配、深さ、宅地内既設配管の構造等の良否）

建物の配置、構造、形状、間取り、敷地内全ての排水設備の確認

所有権又は管理権などの権利関係の調査及び同意等の確認を特に入念に行う。

（ア）他人所有の土地に排水設備を設ける場合

（イ）他人が設置した排水設備に接続する場合

(ウ) 他人所有の建物に排水設備を設置する場合

2. 排水方式

排水方式は原則として自然流下方式とする。ただし、地下の排水又は低位の排水が自然流下により排水できないときは、排水槽等を設けて機械排水する。

汚水と雨水を完全に分離し、汚水は汚水本管に、雨水は側溝又は水路等にそれぞれ放流すること。

屋内の器具排水は、原則として汚水排水系統と雑排水系統を別系統とし、それぞれ円滑かつ速やかに屋外のますに接続すること。

汚水又は雨水の区分は、次表のとおりとする。

汚水・雨水の区分表

建物種別	下水の種類		区分
一般住宅 (生活雑排水)	水洗便所、台所、風呂、洗面所、洗濯機の排水		・汚水
	給湯器、空調機器等のドレン排水		・原則雨水 (注1)
	屋外の足洗い場(ガーデンパン)の排水		・汚水 (注2)
	屋外の手洗い、流し台の排水		・汚水
	庭の散水栓(集水構造なし)		・雨水
	池の排水		・雨水
共同住宅 マンション アパート ホテル	生活雑排水		・一般住宅に準ずる
	ゴミ置き場の排水(集水構造あり)		・給水施設がある場合は汚水 (注2)
	屋上、通路、ベランダの排水		・雨水 ・給水施設がある場合、別系統で汚水
	駐車場(機械式)ピット排水		・別途協議
	受水槽、高架水槽の底部排水・オーバーフロー水		・原則雨水 (注1)
工場、事業場 (特定事業場 含む)	生活雑排水		・一般住宅に準ずる
	事業活動で生じた排水		・汚水 (必要に応じ、除害施設を設置)
	ドレン排水		・原則汚水(別途協議)
	冷凍機・冷却塔及び冷媒・熱媒として水を使用する装置の排水		・原則汚水 (注3)
	消火栓・スプリンクラー系統などの水抜き		・雨水
温泉施設	生活雑排水		・一般住宅に準ずる
	大浴場 (露天風呂含む)	洗い場	・汚水
		かけ流し	・雨水
		浴槽	・雨水
油分を含む雨水の混入がある事業場	ガソリンスタンド、運送会社、整備工場、自動車販売業の油分離槽の排水		・敷地内排水は、阻集器を經由し雨水 ・屋内作業場及び屋根有り部分が区割りでき、雨水の混入がない集水構造については汚水
	自動車洗車場		・汚水 (注2)
	自動式車両洗浄装置(特定施設)		・汚水 (注2)
官公庁 (学校含む)	生活雑排水		・一般住宅に準ずる
	屋内屋外プールの底部排水・オーバーフロー水		・雨水

(注1) 放流地先で滞留等による害虫の発生及びその他の影響等がないような配慮がされていること。なお、十分な間接排水が可能であれば汚水管へ接続可。

(注2) 受け枠の設置等により、周囲の地表面等からの雨水が流入しないような構造とすること。(土砂溜等含む)

(注3) 水質検査を行うことにより、雨水系統への排水を認める場合がある。

3. 設計図の作成

設置場所見取図

設置場所見取図は区名等のほか公共施設等わかりやすい目標を記し、できるだけ簡単に書くこと。

平面図

平面図(1/300以上)はスケッチをもとにして排水設備設計図凡例表3-1に従って作成する。平面図には、各排水器具の位置、ますの種類(汚水ます、トラップます等)ます管距離(ますの中心から中心まで)勾配、ます番号、排水管種・管径、流下方向、敷地境界線、公共汚水ます及び下水道管渠位置等を記入すること。なお、2階以上の建物においては配管立図又は各階平面図を作成すること。また、樋からの雨水排水先を記載すること。

表3-1 排水設備設計図凡例

名 称	記号	備 考	名 称	記号	備 考
大 便 器			排水溝(宅地内)		
小 便 器			公 共 汚 水 ま す		
浴 場			汚水ます(エカート・化成品)		
流 し 類			汚水ます(小口径)		
洗 濯 機		床排水、浴場に排水してあるものを除く	トラップます(エカート・化成品)		
手洗器・洗面器	手(洗)		トラップます(小口径)		
足 洗 場			雨 水 ま す		
床 排 水 口			トラップ雨水ます		
ト ラ ッ プ			雨 ど い		
掃 除 口			浄 化 槽		
阻 集 器			硬質塩化ビニル管	VP	一般管
中 和 槽			"	VU	薄肉管
排 水 管			公 私 境 界 線	-----	黒又は青
通 気 管			隣 地 境 界 線	-----	同上
管 の 交 叉			建 物 外 周	-----	同上

立	管		建物間仕切り	-----	同上
<p>注) 1. 大便器は記号内に A、B、C と大便器の種類を記入する。A = 和風 B = 大小兼用 C = 洋風</p> <p>2. 新設污水管は赤色実線、撤去管は黒色実線、新設雨水管は緑色実線で記載すること。</p> <p>3. 既設污水管は赤色破線、既設雨水管は緑色破線で記載すること。</p>					

縦断図

原則として不要。ただし、市の係員が必要と認めるときは、ます番号、基準線、地盤、管底、ます深、勾配、ます間距離(ますの中心から中心まで)を記入し添付する。

構造詳細図

現場打ちます等の規格外のものを設置しようとするとき又はグリース阻集器、オイル阻集器等の附属装置を設置するときはその構造詳細図を添付する。

容量計算書

グリース阻集器、オイル阻集器等を設置するとき、容量計算書を添付する。

4. 排水管渠

材料及び構造

排水管渠の選定は、汚水の水質、水量、布設場所の状態、載荷条件などを考慮し決定する。排水管の構造は原則として暗渠とする。

管径

(ア) 屋外管渠の管径は、うきは市公共下水道条例第5条第3号又はうきは市農業集落排水施設条例第6条第3号の定めるところにより表3-2のとおりとする。

表3-2 排水人口別管径

排水人口(単位:人)	管径(単位:mm)
150未満	100以上
150以上300未満	125以上
300以上500未満	150以上
500以上	200以上

(イ) 屋外管渠にあって、一の建築物から排除される汚水の一部を排除する排水管で管路延長が3m以下の場合、最小管径を75mm(勾配100分の3以上)とすることができる。

(ウ) 屋内管渠の管径は、定常流量法と器具排水負荷単位による方法(以下「器具単位法」という。)により合理的に定めなければならない。

定常流量法または器具単位法による管径決定については、空気調和・衛生工学会発行「空気調和衛生工学便覧」や「給排水衛生設備規準・同解説」を参照のこと。

勾配及び流速

管渠の勾配はやむを得ない場合を除き、管内流速が0.6~1.5m/秒になるように定める。なお、排水管の大きさと勾配の関係は、表3-3を原則とする。

表 3 - 3

排水管の内径	勾配
100 mm	2 / 100 以上
125 mm	1.7 / 100 以上
150 mm	1.5 / 100 以上
200 mm	1.2 / 100 以上

ただし、施工上、止む得ない場合及び市設置浄化槽は、1 / 100 以上とする。
土被り厚

排水管の土被りは、宅地内で200 mm 以上、私道内は500 mm 以上とする。

ただし、上記基準により難しい場合は、管を損傷ないように防護措置を講じる。

5. ます及び掃除口

ますの構造

- (ア) 塩ビ製小口径ますとする。ただし、このますにより難しい場合は現場打ちますとすることができる。
- (イ) ますの内径は150 mm 以上とする。
- (ウ) 汚水ますはなめらかなインポート構造であること。
- (エ) 便所からの汚水マスは3 cm 以上の段差付ますを原則とする。
- (オ) 汚水ますには、塩ビ製、鋳鉄製の密閉蓋を用いる。

掃除口

汚水ますを設け難いときは、掃除口を設けなければならない。この基準は S H A S E - S 2 0 6 に従うこと。

ますの設置箇所

ますは次の場所に設けなければならない。

- (ア) 排水管の起点及び終点
- (イ) 排水管の会合点及び屈曲点
- (ウ) 排水管の管種、管径及び勾配の変化する箇所。ただし、維持管理に支障のない時はこの限りでない。
- (エ) 排水管の延長がその管径の120倍を超えない範囲内で維持管理上適切な箇所
- (オ) 新設管と既設管との接続箇所であって流水や維持管理に支障をきたす恐れがある箇所

6. 防臭装置

水洗便所、浴場、流し等汚水の流出箇所には、すべて器具トラップを取付けなければならない。

トラップの構造

- (ア) 排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に阻止する構造とする。(封水が破られにくい構造であること。)
- (イ) 汚水に含まれる汚物等が付着し又は沈殿しない構造とする。
- (ウ) 封水深は5 cm 以上10 cm 以下とし、封水を失いにくい構造とする。
- (エ) 器具トラップは、封水の点検が容易で、かつ清掃がしやすい箇所に十分な

大きさのねじ込み掃除口のあるものでなければならない。ただし、器具と一体的につくられたトラップ、又は器具と組み合わされたトラップで、点検又は清掃のためにトラップの一部が容易に取り外せる場合はこの限りでない。

(オ) 器具の排水口からトラップウェア(あふれ面下端)までの垂直距離は、60 cm を超えてはならない。

表3 - 4 器具トラップの口径

器 具	トラップの最小口径 (mm)	器 具	トラップの最小口径 (mm)
大便器**	75	浴槽(洋風)	40
小便器(小型)**	40	ビデ	30
小便器(大型)**	50	調理流し*	40
洗面器(小・中・大型)	30	掃除流し	65
手洗い器	25	洗濯流し	40
手術用手洗い器	30	連合流し	40
洗髪器	30	汚物流し**	75 ~ 100
水飲み器	30	実験流し	40
浴槽(和風)*	30		

注)* 住宅用のもの

(SHASE - S206)

**トラップの最小口径は、最小排水接続管径を示したものである。

トラップます

既設設備などで器具トラップの取り付けが困難な場合は、トラップ付きますを設けなければならない。なお、トラップの口径は75 mm 以上とする。

二重トラップ

いかなる器具でも二重にトラップを設けてはならない。

床排水トラップ

床排水トラップには取り外しのできるストレーナーを設けなければならない。ストレーナーの目幅は直径8 mm の球が通過しない大きさとする。

7. 通気管

次の恐れがあるときは、通気管を設けなければならない。

トラップの封水が、サイホン作用又は逆圧によって破られる恐れがあると認められるとき。

排水管に臭気、有毒ガスが滞留する恐れがあるとき。

8. 附属装置

グリース阻集器

料理店、バー等の営業用調理場、油脂類を多量に排出する食品加工、製造工場等にはグリース阻集器を設置する。

オイル阻集器

給油所、自動車整備工場等排水中に多量の油を含むおそれがある場合はオイル阻集器を設置する。

サンド阻集器及びセメント阻集器

排水中に泥、砂、セメントなどを多量に含む箇所には、サンド阻集器及びセメント阻集器を設置する。

ヘア阻集器

理髪店、美容院等排水中に毛髪が流入する箇所には、ヘア阻集器を設置する。公衆浴場等には大型のヘア阻集器を設ける。

ランドリー阻集器

営業用洗濯場等排水中に糸くず、布くず、ボタン等を分離するランドリー阻集器を設置する。

プラスタ阻集器

外科ギブス科や歯科技工室からの汚水中に含まれるプラスタ、貴金属等の不溶解物質を分離するプラスタ阻集器を設置する。

ディスポーザ

下水道の維持管理に影響を与えることから、うきは市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱(平成17年告示第64号)に適合するものを除き、設置してはならない。

9. 水洗便所

水洗便所に設置する便器及び付属器具は、洗浄、排水、封水等の機能を保持したものでなければならない。

大便器及び付属装置

(ア) 大便器

大便器は、第2章1- に定めるほか、トラップを有し強い吸引力で汚水を排水できるものとする。

(イ) 洗浄装置

大便器の洗浄装置は、フラッシュバルブ式、ロータンク式、ハイタンク式とし、使用水量は1回に付10ℓ以下のものとする。洗浄管は表3-8のとおりとする。

表3-5 洗浄方式別洗浄管径

方 式	洗浄管径	備 考
フラッシュバルブ式	32mm以上	0.7kgf/m ² 以上の水圧、給水管径25mm以上
ロータンク式	32mm以上	給水管径13mm以上
ハイタンク式	32mm以上	給水管径13mm以上

(ウ) トラップ

大便器は、原則としてトラップ付を用いる。特に便槽埋立跡等沈下のおそれがある場合は、トラップ別の大便器を使用してはならない。トラップの内径は75mm以上とする。

小便器及び洗浄装置

小便器は内壁全体を洗い流すような構造とする。

排便管

便器からの排便管の管径は大便器で75mm以上、小便器は40mm以上とする。

第1ますの設置

大便器の壁から3m以内の所に汚水ますを設けなければならない。このますは内径150mm以上とする。

第4章 施工

1. 排水管

測量遣り方

排水管の布設は、遣り方を設け規定の勾配を正確に測量し、水系を張って排水管を布設する。

掘削

- (ア) 掘削は、所定の深さに、不陸のないように直線状に丁寧に掘削する。
- (イ) 掘削幅は、管径及び掘削深さに応じたものとし、その最小幅は30cmを標準とする。
- (ウ) 掘削箇所の土質、深さ及び作業現場の状況により土留工を施さなければならぬ。

排水管の基礎

- (ア) 掘削基面は、掘り過ぎ、こね返しがないように、管の勾配に合わせて仕上げる。
- (イ) 掘削基面は転圧機等で十分に突き固める。
- (ウ) 地盤が軟弱な場合は栗石等で置き換え、基面には間隙充填の砂を入れる等の方法により、不等沈下を防ぐ措置をする。

排水管の布設

排水管は、受口を上流に向け、管の中心線、勾配を正確に保ち、下流から上流に向かって布設する。

(ア) 接着接合

受口内面及び差し口外面をきれいに拭い、受口内面、差し口外面の順で接着剤をはけで薄く均等に塗布する。接着剤塗布後は、速やかに差し口を受口に挿入する。差し込みは、てこ棒又は挿入機を使用する。

(イ) ゴム輪接合及圧縮ジョイント接合

受口及び差し口をきれいに拭い、ゴム輪が所定の位置に正しくおさまっていることを確認して、ゴム輪及び差し口に指定された滑材を均一に塗り、原則として挿入機を用いて受口肩まで十分に挿入する。

(ウ) モルタル接合

接合用のモルタルは所定の配合とし、練ったモルタルも手で握り締めたとき、ようやくその形態を保つ程度の硬練りとする。管の接合部は接合前に必ず泥、土等を除去、清掃し、受口と差し口を密着させたいうで、モルタルを十分に充填する。なお、管内にはみ出したモルタルは速やかに取除く。

(エ) 埋め戻し

管の布設後、接合部の硬化を待って、良質土をもって厚さ20cm毎に入念に突き固めながら埋め戻すこと。この時布設した管が動かないよう十分注意しなければならない。

排水管の保護

- (ア) 排水管の露出はできるだけ避けること。やむを得ず露出配管をするときは、

露出部分の損傷や凍結を防ぐため必要な防護策を講ずること。

- (イ) 露出した排水管は、水撃作用、又は外力による振動、変位等を防止するため支持金具を用い堅固に固定しなければならない。
- (ウ) 露出配管等で支持金具、支持台を設ける場合の間隔は、原則として S H A S E - S 2 0 6 のとおりとする。

2. ます

ますの施工

- (ア) ますは地下水の侵入、又は汚水の漏水がないように水密性に注意し、特にますと管の接合部は入念に施工すること。
- (イ) ますに接合する管は、ますの内側に突き出さないように差し入れ、接合箇所及びますのブロック目地は漏水のないように十分注意し施工すること。
- (ウ) ますの内部に、水道管、ガス管等の埋設管を抱き込んで施工してはならない。
- (エ) 車輛等の荷重等がかかる箇所には防護蓋を設置すること。

インバート

- (ア) 汚水ますのインバートは半円形とし、表面は滑らかに仕上げ、インバートの肩は汚物がたい積しないよう、また水切りをよくするため適切な勾配を設ける。
- (イ) 2階等高い所から流下して合流するインバートの対面側は十分高くし、汚物が打ちあがらないようにしなければならない

3. 水洗便所

便槽及び浄化槽処理

- (ア) 汲み取り便所の改造にあつては、し尿を完全に汲み取った後、便槽内を消毒、清掃した後、便槽の底を割り、浸透水が便槽内に滞留しないようにする。
- (イ) 便槽埋立ては、砂、碎石等で埋め立てる。埋め立てるときは、20cm 毎によく締め固め、将来沈下しないよう施工する。
- (ウ) 浄化槽は、し尿を完全に汲み取り、清掃、消毒したのち撤去するか、撤去できない場合は、各槽の底部に10cm以上の孔を数箇所開けるか又は破壊し、砂、碎石等で埋め立てる。埋め立てるときは、20cm 毎によく締め固め、将来沈下しないよう施工する。

器具の据付

(ア) 器具の取付

便器の一部が、コンクリート内に埋め込まれる場合には、コンクリート又はモルタルとの接触面にアスファルト等の緩和材を入れる。

便器は所定の位置に正しく堅固に据付け便器の排便口と排便管の中心を一致させるように排便管を埋設する。

(イ) 排便管の取り付け

便器と排便管の接続には、フランジかモルタルパテ等を受口上端に隙間なく詰め込む等漏水の恐れのないようする。

タンクの取り付け

タンクの据付けは、水平、かつ、繰り返し使用に耐えるよう堅固に取り付けなければならない。

工事完了後の処理

工事完了後、タンク、便器、排便管内の砂、モルタル、ごみ等を丁寧に除去しなければならない。

第5章 除害施設

特定施設を設置していない工場などが排除基準を超える排水を排出する場合には、基準以下の水質にするように除害施設を設置しなければならない。（特定施設を設置する場合には、下水道法に基づく届出になる。）

除害施設を新設、改築、増築する場合には、うきは市下水道条例第27条又はうきは市農業集落排水施設条例第16条に基づき、除害施設設置等届などの提出が必要となる。

1．事前調査

除害施設の計画にあたっては、次の項目について調査を行う。

事業場の規模及び操業形態

廃水の発生量及び水質

廃水量の低減及び水質改善

処理水の再利用及び有用物質の回収

2．排水系統

廃水は、発生施設別又は作業工程別に発生量、水質を把握し、処理の要・不要、処理方法等によって排水系統を定める。

3．処理方法

廃水の水質及び発生量により適切な処理方法を選定する。

4．処理方式

廃水の処理方式は、原則として連続自動処理方式とする。

5．除害施設の構造等

除害施設は、廃水の発生量及び水質に対し十分な容量、堅牢性、耐久性、耐食性を有するものとする。

第6章 排水設備完了検査要領

1. 完了検査は主に次の事項について、竣工平面図、事前検査調書、工事写真帳に基づき行う。

検査項目	検査箇所	検査内容
汚水ます	据付	1. 規格製品を使用しているか。 2. 高さが路面と均一になっているか。 3. 蓋と枠の安定はよいか。 4. ますの内径は適当であるか。
	インパート仕上げ	1. 仕上げは円滑で強固にできており流水に支障はないか。 2. インパートの高さは適当か。 3. 既製ますの場合不要なインパートは埋められているか。
	間隔	1. 基準で定められた位置及び間隔で設置されているか。
雨水の分離	分離状況	1. 雨水排水が、汚水排水管に接続されていないか。
排水管	流水状況	1. 規格製品を使用しているか。 2. 汚水ますとの接続は適当か。 3. 排水管の勾配は適当か。 4. 排水管に曲がりの部分はないか。 5. 管の土被りは適当か。
タンク	据付	1. 資材は規格製品を使用しているか。又製品によじれ亀裂等がないか。 2. 建物にしっかりと固定されているか。 3. 前後左右に傾きがなく正常に据付けられているか。 4. 床面よりタンク下端までの高さは適当か。
洗浄管	据付	1. 垂直に据付けてあるか。 2. 支持金具が規定どおり建物等にしっかりと固定されているか。
大便器	据付	1. 資材は規格製品を使用しているか。 2. 前後左右に傾きがないか。 3. 据付け位置が使用上適当か。
小便器	据付	1. 資材は規格製品を使用しているか。 2. 建物等にしっかりと固定されているか。 3. 便器の取付け位置、高さは適当か。
	トラップ据付	1. 便器に対して垂直に取付けているか。 2. 便器との取り付け部、排水管との取付部は良く固定されているか。
手洗器	据付	1. 建物等にしっかりと固定されているか。 2. 水栓と手洗器の位置は正常に据付けられているか。
	トラップ据付	1. 垂直に取付けているか。トラップの中間ネジは完全か。 2. 手洗器及び排水管との取付はしっかりと固定されているか。
足洗場	処置状況	1. 適切に接続しているか。 2. 土砂溜は設置しているか。 3. 接続しない場合、撤去又は受桝の撤去・埋込は適切にしているか。
防臭器		1. 取付位置は適当か。 2. 封水深は適当か。 3. 二重トラップではないか。
便槽・浄化槽処理		1. 撤去又は、砂、碎石等で埋め戻し、将来沈下のないよう施工しているか。 2. 汲み取り口の閉鎖はできているか。
阻集器		1. 適切に設置されているか。 1. 仕様書どおりの器具で、適切な計算書が添付されているか。
工事写真		1. 写真の撮影箇所、撮影頻度は適切か。 2. 撮り忘れはないか。

2. 責任技術者は、自主検査を実施し、工事の施工状況を事前に確認すること。また、事前検査調書を作成し、工事写真帳とともに排水設備等工事完了届に添付して提出すること。

3. 屋内排水設備については、原則として事前検査調書による書類検査とする。ただし、市検査員が必要と認めた場合は現地検査を行う。

4. 検査に合格しなかった場合は、検査員が指定する期間内に改修し、再検査を受けなければならない。